



情報伝達と情報開示に関する アンケート結果と本日の討議について

「第22回化学物質と環境に関する政策対話」資料

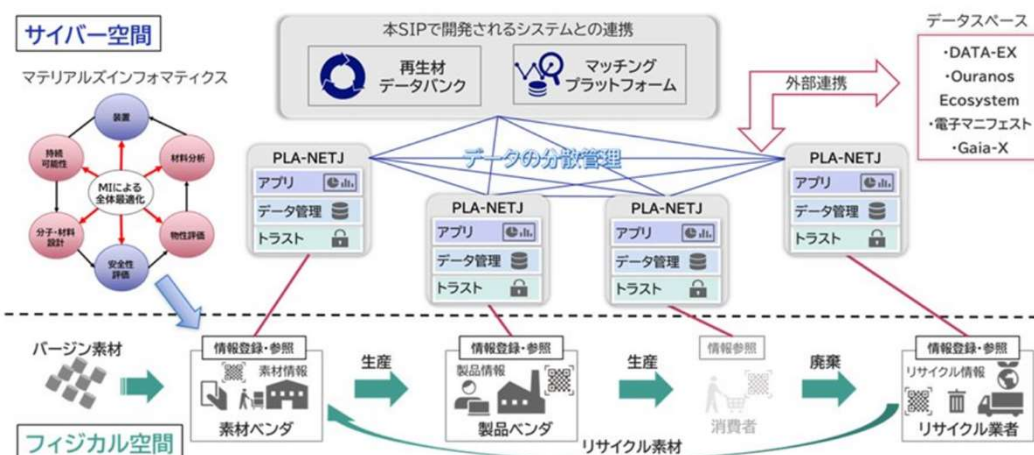
令和7年7月29日

環境省 大臣官房 環境保健部 化学物質安全課

7月3日に行われた準備会合においては、環境省から関連の取組（資料2巻末参照）を紹介した後、メンバーから情報伝達・情報開示に関する以下の話題提供をいただき、意見交換を行った。

- ・日本版DPP検討状況から考える情報伝達・開示（浅利先生・参考資料2）
- ・金融からみた化学物質情報の非対称性とその影響（竹ヶ原先生・参考資料3）

SIP課題における日本版DPP「PLA-NETJ」(NEC)



ESG／サステナブルファイナンスの時代における論点

- 価値創造シナリオへの影響をどう織り込むか
 - ・カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ経済のnexusの評価
 - ・事業性評価へのESG要素の取り込みとインパクトへの接続
 - ・バッテリーパスポート等DPP導入やX to Car規制が競争力に与える影響の見極め等)
 - ・PFAS規制の強化に伴う企業経営への影響の把握と対応
- 長期的な産業構造転換（トランジション）の局面で用地リサイクルのボトルネックになる懸念はないか。
- リスクコミュニケーション能力の強化

第22回政策対話での意見交換での論点を明確にするため、以下の観点を示しつつ、「情報伝達ならびに情報開示」に関するご意見や知見について事前アンケートを実施した。

情報伝達

1. これまでの政策対話で議論された関連トピックのその後の状況について

各主体の取組によって課題解決の進展が見られた好事例、または、現在も課題として残っている事例（可能であれば問題点のご指摘も含めて）

2. 主体間連携の効果について

「情報を生成し伝達する側」と「情報を受け取る側」での両主体間の連携可能な活動・取組等はあるか？（サーキュラーエコノミーなど含む）。

3. GFC国内実施計画・付属書A*に関連した取り組みのご紹介

【例】戦略的目的B（知識・データ・情報の生成・公開・アクセス）

- ✓ サプライチェーン全体を通じた化学物質情報伝達システムの構築・運用（chemSHERPA, IMDS）（産業界）
- ✓ 製品中の化学物質に関する情報（管理対象物質の含有情報、安全性等）の作成、管理、公開（GPS/JIPS, GADSL 等）（産業界）
- ✓ 循環経済実現に資する製品中化学物質のトレースシステムに関する研究・試行（学術界）

情報開示

1. これまでの政策対話で議論された関連トピックのその後の状況について

各主体の取組によって課題解決の進展が見られた好事例、または、現在も課題として残っている事例（可能であれば問題点のご指摘も含めて）

2. GFC国内実施計画・付属書A*に関連した取り組みのご紹介

【例】戦略的目的B（知識・データ・情報の生成・公開・アクセス）

- ✓ 製品中の化学物質成分情報の開示に関する自主基準の制定（産業界）
- ✓ 企業による自社製品の情報公開・リスクコミュニケーション（産業界）
- ✓ 製品表示に関する取り組み（GHSの自主的試行、安全図記号の自主基準化）（産業界）

【例】戦略的目的D（製品チェーンでの安全な代替と革新的・持続可能な解決策の実装）

- ✓ 化学物質と廃棄物の適正管理を非財務情報評価の中に適切に位置づけ、適切なエンゲージメントを行う（金融界）
- ✓ サステナブルケミストリーと資源効率推進に向けた投資を促進する投融资（金融界）

事前アンケートの集約 - 情報伝達

分類

コメント要約

教育・意識啓発 と消費者への 情報伝達

・消費者製品に、どのような化学物質（有害物質を含む）が含まれているのか、表示する制度を统一的に作る。市民向けのデータベース、ファクトシート等の作成

・プラスチック製品中の化学物質に関する情報（マイクロプラスチックを含む）の消費者へのわかりやすい伝達のあり方

・災害発生時の有害化学物質の所在
・製品の製造過程で使用された化学物質や製品に含まれる化学物質について使用者や消費者に伝えられていない

・農水産分野で消費者の意識を高めるための情報伝達

・化学物質情報を環境教育に組み込むことの重要性を強調
・市民・消費者の意識変革や行動変容に資する情報伝達の必要性
・DPP（製品パスポート）の観点からも、製品情報が市民へ届く流れに期待

化学物質情報の 流れ方・トレーサ ビリティ

・「情報伝達」と「情報開示」は個別に扱われるべきではなく、明確な目的の下で、必要な相手に、必要なレベルの情報が伝わるように扱われるべき

・chemSHERPAやIMDSをベースとした情報伝達ツール課題
・フォーマット・分類基準の標準化と業界横断的な連携が必要
・リユース・リサイクル材の情報不足を補うことで資源循環に寄与
・中小企業支援（補助金・教育コンテンツ整備等）の重要性

・PLA-NETJでの具体的なIMDSの利用形態
・PLA-NETJと経産省ウラノスとの相違。それぞれの優れている点などの比較。実行段階では統合または選択できるのか

・製品含有化学物質情報伝達の新プラットフォームCMPについて
・日本版DPP「PLA-NETJ」の詳細を知りたい

・製品含有化学物質管理リストの更新へ専門家として参画
・CMP（Chemical and circular Management Platform）という新プラットフォーム構築への関与
・GFC会合での透明性・トレーサビリティの国際的取組にも言及

政策・制度について

・電子マニフェスト制度の改正（令和9年施行）による情報の詳細化
・化学物質情報の管理に関する具体策の検討

・政策的な横ぐしや全体像を整理した、環境省からの情報発信についての提言

・関係省庁が一体となって製品中の化学物質情報の公表のあり方を検討すべき
・PRTRデータをどのように広く活用していけるか

・同一の化学物質の名称が法令によって異なる課題

具体的事例の 紹介

・NPO事業として、多様な企業や団体と連携し、それぞれの専門性を活かした学習プログラムを登録していただく「環境学習応援団」という仕組みを作っている。

・再生アルミを活用した観光船の事例紹介
・環境配慮型観光とサーキュラーエコノミーの両立を市民向けに訴求
・情報発信の整理と横断的な理解の必要性を消費者視点で提言

提言

課題（提言含）

関心事項

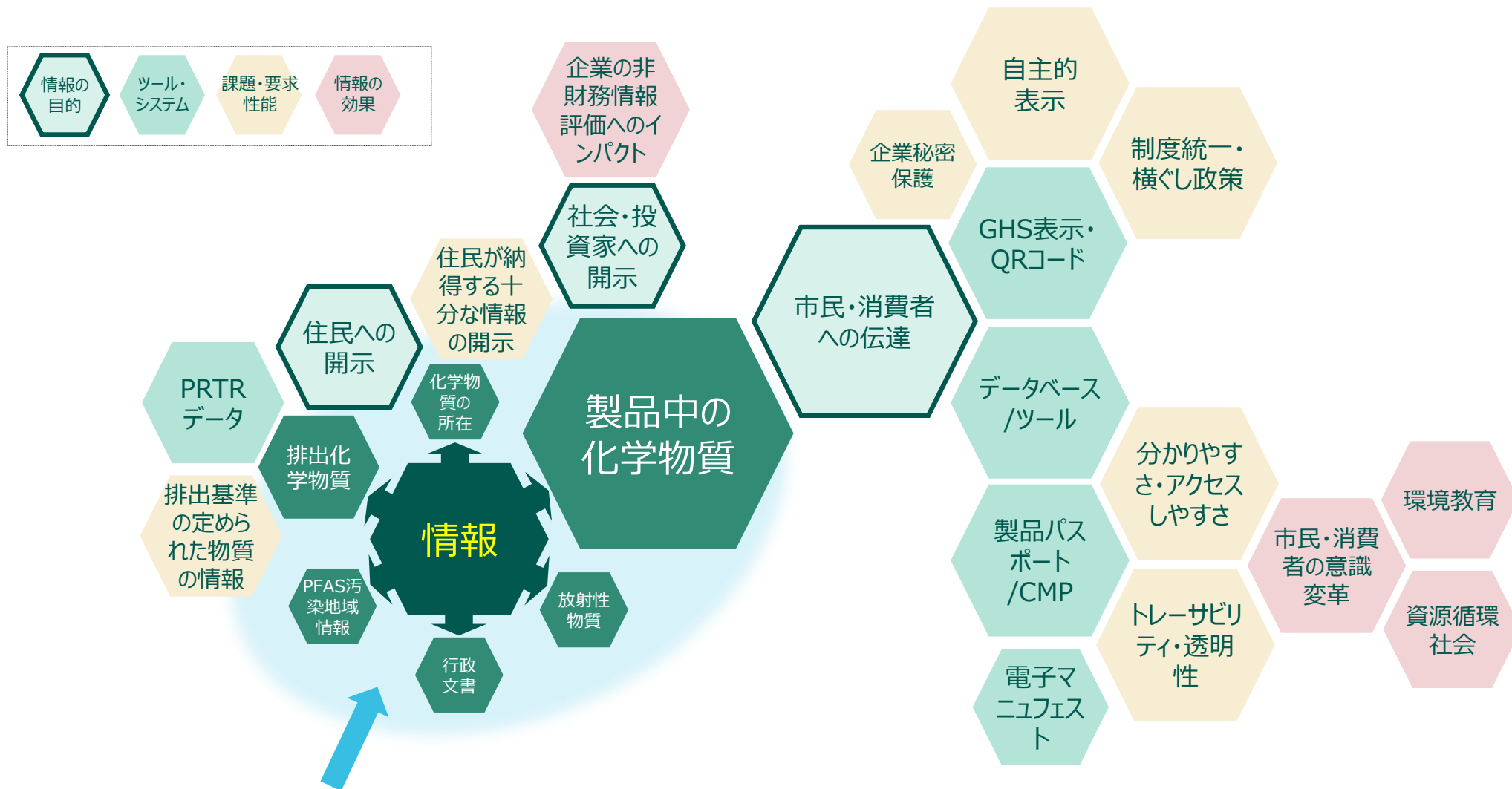
好事例

事前アンケートの集約 - 情報開示

分類	コメント要約				
情報の内容	・事業場から排出される化学物質について、PRTRだけでなく、排出基準の定められた物質についても情報開示する。	・「放射性物質」の「化学物質」への取組。PRTR法の特定第一種化学物質として、対象物質に指定する。 ・行政文書の作成・修正年月日、作成部署の明示。行政文書基本法の制定。	・PFAS汚染をはじめとする地域の汚染状況の調査と開示	・消費者に対する、製品中の化学物質の成分及び有害性の表示（GHS含む）のあり方、並びに代替品の安全性の情報開示のあり方	・玩具や食器などの化学物質製品情報（人の口に接触するため） ・輸入される玩具や食器の化学物質含有の確認方法（海外製品の保証のしくみはどのように担保しているのか）
情報開示の目的と在りかた	・「情報伝達」と「情報開示」は個別に扱われるべきではなく、明確な目的の下で、必要な相手に、必要なレベルの情報が伝わるように扱われるべき	・消費者製品への自主的表示を働きかける	・誰に対する「情報開示」なのかを、一定整理しない限りは企業に対して無限のリソースを求める形になって結果的に取組も進まないことを懸念	製品中の化学物質成分情報開示と企業秘密保護の在りかた	
市民・消費者向けの情報の分かりやすさ	・情報の透明性とアクセス性の課題、製品表示と消費者向け情報における課題	・住民への情報開示が簡易すぎるかつ情報が不十分。 ・スマートフォンの普及を考えると、より詳細な情報の提供（特に有害化学物質など）が可能だが、住民へはどのようなレベルが想定されているのか？	・消費者に対する、製品中の化学物質の成分及び有害性の表示（GHS含む）のあり方、並びに代替品の安全性の情報開示のあり方（再掲）		
情報インフラ・データベース等の整備	・製品中の化学物質情報をQRコードなどで表示し、消費者が簡単にアクセスできる仕組みを導入できれば情報格差を含めた改善策にもつながる ・一方で多すぎる情報は混乱を招くため2段階開示はどうか？	・市民オンブズマン・NPOなどが、例えばデータ間の整合性を確認したいなど高度な要望もありうる	・消費者製品中に含まれる化学物質の測定・分析サービスを公的機関にて充実すべき		
化学物質の情報開示による企業の非財務情報評価について	・化学物質と廃棄物の適正管理を非財務情報評価の中に適切に位置づけ、適切なエンゲージメントを行うことで、活動の推進が期待される	・化学物質情報の開示を企業が進め、それを社会や投資家が評価するような具体例に関心があり、具体例を知りたい			
国際動向・業界連携等	・ICCAによるプラ添加剤DB整備の実践事例（GFCにおける化学物質の安全性等の情報に関する透明性向上の一環として）			提言 課題（提言含） 関心事項 好事例	

「情報の種類」で集約した場合のコメント相関図

事前アンケートで寄せられたコメント『「情報伝達」と「情報開示」を個別に扱われるべきではない』とのご意見をもとに、ここでは、「情報の種類」で事前アンケート結果を再分類し、相関図マップとして集約した。



前出のアンケート集約表から「情報の種類」を抽出した。六角形サイズはコメント数を反映している。

準備会合や事前アンケートを踏まえ、以下の話題提供者からの話題提供を交えつつ、意見交換を行う。

- 「CMPの開発状況並びにRMP構想」（CMPタスクフォース 共同リーダー 古田様）
- 「ICCAプラスチックデータベースについて」（日化協 須方様）
- 「自工会の情報伝達に関する取り組み」（自工会 岩崎様）
- 「GFC第1回公開作業部会参加報告（情報開示・伝達関連を中心に）」（石洗工 長谷様）
- 「化学物質情報の開示事例」（竹ヶ原先生）

以下の点にもご留意いただきつつ、御討議のほどをお願いします。

提示いただいたご意見について

- 様々な主体の方々が**共通認識**を持てるように、補足説明があればお願いします。

提言や課題のご意見について

- 課題の解決にむけて、**自らが行っている/行おうとしている取組**があればご紹介ください。
- その中でも、特に、**異なる主体間と連携して行うとより効果的になると**思われる取組があればご提案ください。

以下参考（環境省の関連取組紹介）

これまでの政策対話における「情報伝達・開示」に関する議論まとめ I

➤ 過去開催回（21～10回）の議事録から「情報伝達・開示」に関する部分を抜粋し、下表のように整理した。

開催回	開催日	カテゴリ	議論内容
20回	R6.11.12	懸念課題	■ 懸念課題に関する事前アンケート「最も着目している懸念課題は？」結果、下記項目が抽出された： ・ 化学物質情報の非対称性が循環型経済への移行の阻害要因となる懸念（化学物質情報が共有されないことによる経済活動の制約の懸念/素材の中にリスクが含まれているのかが制約要因になりかねない懸念） ・ 製品中化学物質情報の精度低 ・ 国内外、業界横断で利用できる情報伝達ツールの不在 ・ 資源循環情報伝達の共通ツールの不在 ・ 化学物質情報の製品表示の徹底と活用（ライフサイクルに化学物質情報を十分に載せているか？消費者へつないでいるか？）
		問題提起	■ プラ含有成分が明確でないまま、回収してリサイクルしている現状
		取組紹介	■ 経産省によるCMP構想
19回	R6.2.28	取組紹介	■ 議事（3）GFC における各ターゲットと各主体別の取組等について ・ 製品のトレーサビリティの研究・施行・実証が進むなかで、「化学物質の視点」が重要 ・ DPPの日本での実現は、GFC戦略的目標のB2に相当 ・ JAMPのchemSHERPA ・ IMDSを使って環境情報伝達システムを管理/Global Automotive Declarable Substance Listの作成（自工会） ・ 住友化学のレスポンシブル・ケア活動 ・ GHSに関する自主的な施行/自主基準として成分情報開示（石洗工）
		提言	■ 製品中の化学物質情報の公表のあり方。家庭用品品質表示法の管轄・消費者庁だけでなく関係省庁が一体となってい検討すべき。
18回	R5.12.27	話題提供	■ 「サーキュラーエコノミーとDPP」（浅利先生より） ■ 質問「リサイクルした再生材にかなりの情報が入っていることが大事だと思うが、具体的にはどうなっているのか？」への回答、QRコード当で分別する可能性あり。インフラ整備と併せての流れになる。
		提言	■ 化審法で新たな製造しようが禁止されている物質がリサイクル目的の場合は例外の扱い（PBDEの例）。使用中の化学物質、在庫の管理を含めた一貫性のある法整備（例えば、PCB廃棄物特措法や水銀法のような）が必要。 ■ GHS表示は一般消費者が日常的に使うものには表示しない、ということへの国際的な意見発信いただきたい。 ■ 素材情報と化学物質情報を含めた循環経済の実現に向けて連携が大事

これまでの政策対話における「情報伝達・開示」に関する議論まとめ II

開催回	開催日	カテゴリ	議論内容
17回	R5.2.1	問題提起	■ 化学物質管理や情報公開・情報共有をしながら、化学物質のライフサイクル全体にかかわるステークホルダーや消費者を含めた 社会全体が一緒に取り組む方法はないだろうか？
		取組紹介	■ 日化協のBIGDrの紹介 （化学物質の有害性情報、ばく露情報、リスク評価、安全性要約書といった一連の作業をワンストップで行う化学物質リスク評価支援ポータルサイト）
		提言	■ 情報伝達のあり方 （一体何が含まれているのか消費者には一切わからない）。成分中の有害物質に関する情報（化審法の一特や二特のくりではなく、恐れがあるものもすべて含めた広い範囲で）は消費者に届くようにしていただきたい。
16回	R2.1.30	取組紹介	■ どのようにサプライチェーンの情報伝達を行っていくか 、国際化や海外自動車メーカーとの連携の仕方、REACH規則への対応について欧州自動車工業会と一緒に議論しながら進めている（自工会）。
		問題提起	■ 様々な化学物質と廃棄に関して、かなり進んできている感があるが、 全体的に徹底されるとは言えないのが現状 と感じている。しっかり進めていただきたい。
		問題提起	■ WDS制度ができて以降、大手企業では廃棄物含有化学物質に関する情報伝達がすすんだが、 すべての事業者がそうとは限らない と聞いている。
		提言	■ 単純に廃棄物中の有害物質をどのように把握するか、表示するかとだけではなく、そもそも廃プラをどのように処理・処分するか、あるいは再生利用していくかということについて考える段階と思う。有害性情報だけでなく、 利用する情報についてもつなげていく必要がある と思う。
		提言	■ 廃棄段階まで情報伝達するためのプロセスの透明化 のため、SAICMで取り組んでいただきたい。
15回*	R1.9.10	取組紹介	■ 日化協から 非常時の情報提供に係る事例紹介 （緊急時を含む情報伝達として、非常時の連絡体制と安全性データシート（SDS）の活用例）
		問題提起	■ （市民意識調査結果より） 家庭用品の成分表示について、「表示方法を統一すべき」、「市民が理解できるような表示をすべき」、あるいは「全ての製品について情報公開を義務づけるべき」といった意見が多かった。
		取組紹介	■ 自動車業界の製品含有化学物質情報「IMDSシステム」 の紹介（自工会）

*15回以降から、情報提供≒伝達≒共有、情報開示≒公開

これまでの政策対話における「情報伝達・開示」に関する議論まとめ Ⅲ

開催回	開催日	カテゴリ	議論内容
14回	H30.9.13	問題提起	■ 市民が環境リスクを低減するための行動をとるためには、 製品中の成分情報に簡単にアクセスできるツールが必要 。（ドイツのToxFox事例紹介）
		提言	■ 行政による消費者への情報提供の今後の取組 （政府による製品中有害物質のデータベース紹介）
13回	H30.1.18	問題提起	■ ラベルや取扱説明書に限らず、 より充実して消費者への情報提供について、行政による取組が必要
11回	H29.1.20	提言	■ 「政策対話におけるこれまでの議論の整理（資料2-1）にて、「 ステークホルダー間の情報共有を推進すること 」がリスク低減のための基盤の一つとして記載
		提言	■ 資料2-3「製品中の化学物質についての情報伝達」（橋高委員）にて、 消費者製品に含有される化学物質の表示ならびに情報提供の義務付けなどの提言 。
10回	H28.7.28	話題提供	■ それまでに取り扱ったテーマの集計で「情報提供・表示」あり（右図） ・ ライフサイクルの各段階で必要な情報が提供されているか ・ GHS情報はBtoBに限定的 ・ BtoBとBtoCでは情報提供の際の物質名が異なる

資料 1-2

「化学物質と環境に関する政策対話」において扱ったテーマと今後の議事等について(案)

事務局

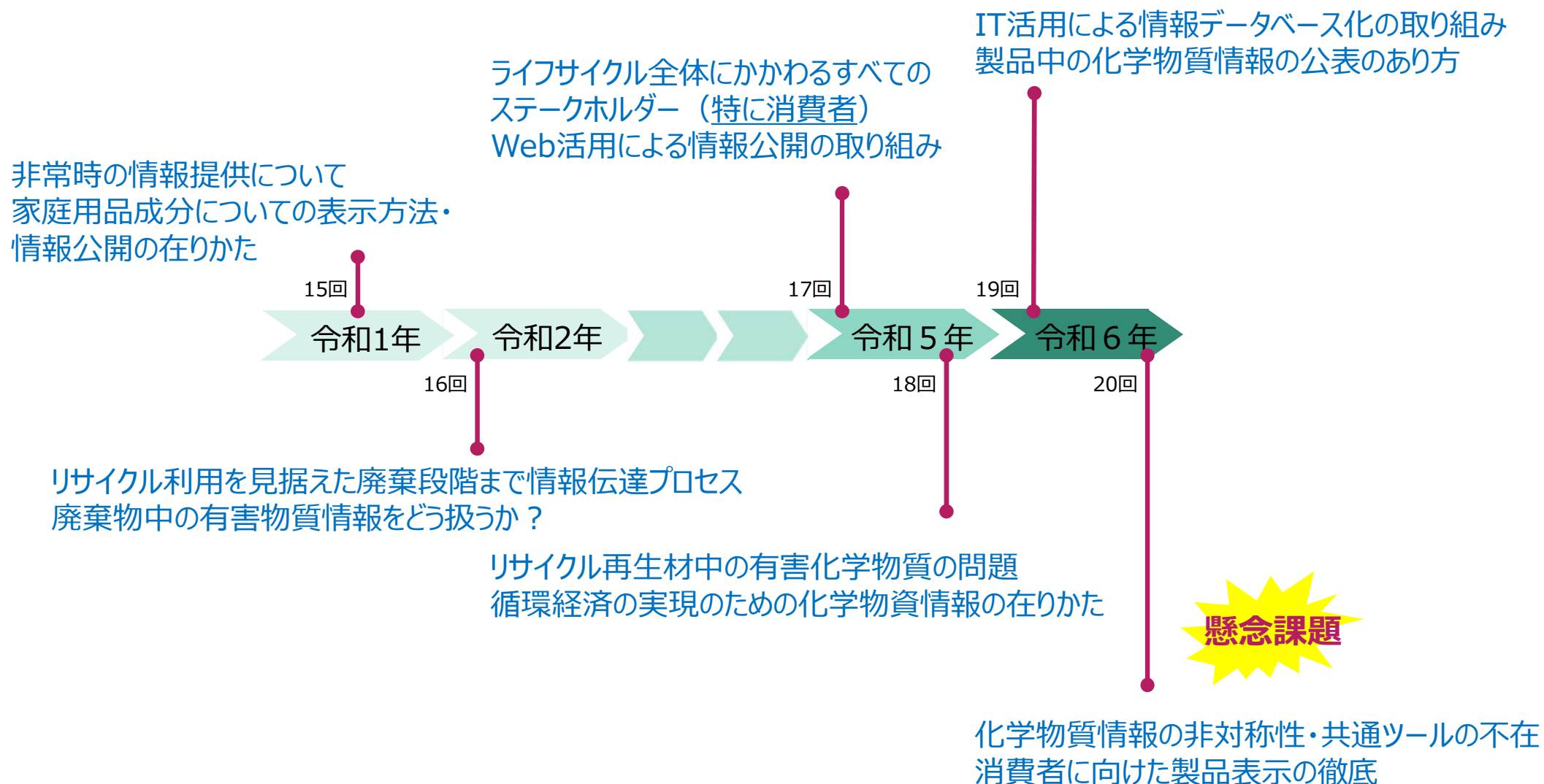
1. これまでの「化学物質と環境に関する政策対話」において扱ったテーマ

これまでの政策対話において扱ったテーマを分析したところ、下表のような整理になるのではないかと。但し、各発言の整理・分類は、必ずしも一括りの分類に適したものばかりではないので、別の整理もあり得ることに留意する必要がある。

(●:意見,△:質問,▽:説明)					
テーマ	開催回	市民・労働者	事業者	学識者	行政
総括的 事項	法制度関連機 ¹	1/6/8	●△		▽
	科学的知見の充実	1/4/8	●△	●	
	教育・人材育成	1/4/5/6/8/9	●	●	▽
	PRTR 法 ²	1/8	●	●	
有害性	評価方法	4/6	△	●▽	▽
	評価項目 ³	4/6/7	●		▽
曝露	情報提供・表示(Bto BtoC) ⁴	1/4/5/6/7/8/9	●△	●▽	●●▽
	モニタリング	4	●		
	家庭用品 ⁵ ・消費者曝露	1/4/6/7/8	●△		▽
	労働安全衛生	1/9			▽
	輸入品・海外事業	1/4	△	●	▽
	廃棄	4/8	●		
	事故・災害	1/4/6/8/9	●		●●△▽
リスク	評価・管理	1/4/6/8	●△	●▽	●●▽
	リスクコミュニケーション ⁶	1/4/5/6/7/8	●△	●	●△▽

※このほか、SAICM 国内実施計画(平成 24 年策定、27 年点検)に係る総括的事項⁷及び個別の記載事項(第 1、2、6 及び 7 回)、予防的取組(第 3 回)も集中的に議論してきた。また、開催回に★を付したテーマについては、当該回において集中的議論を行った。

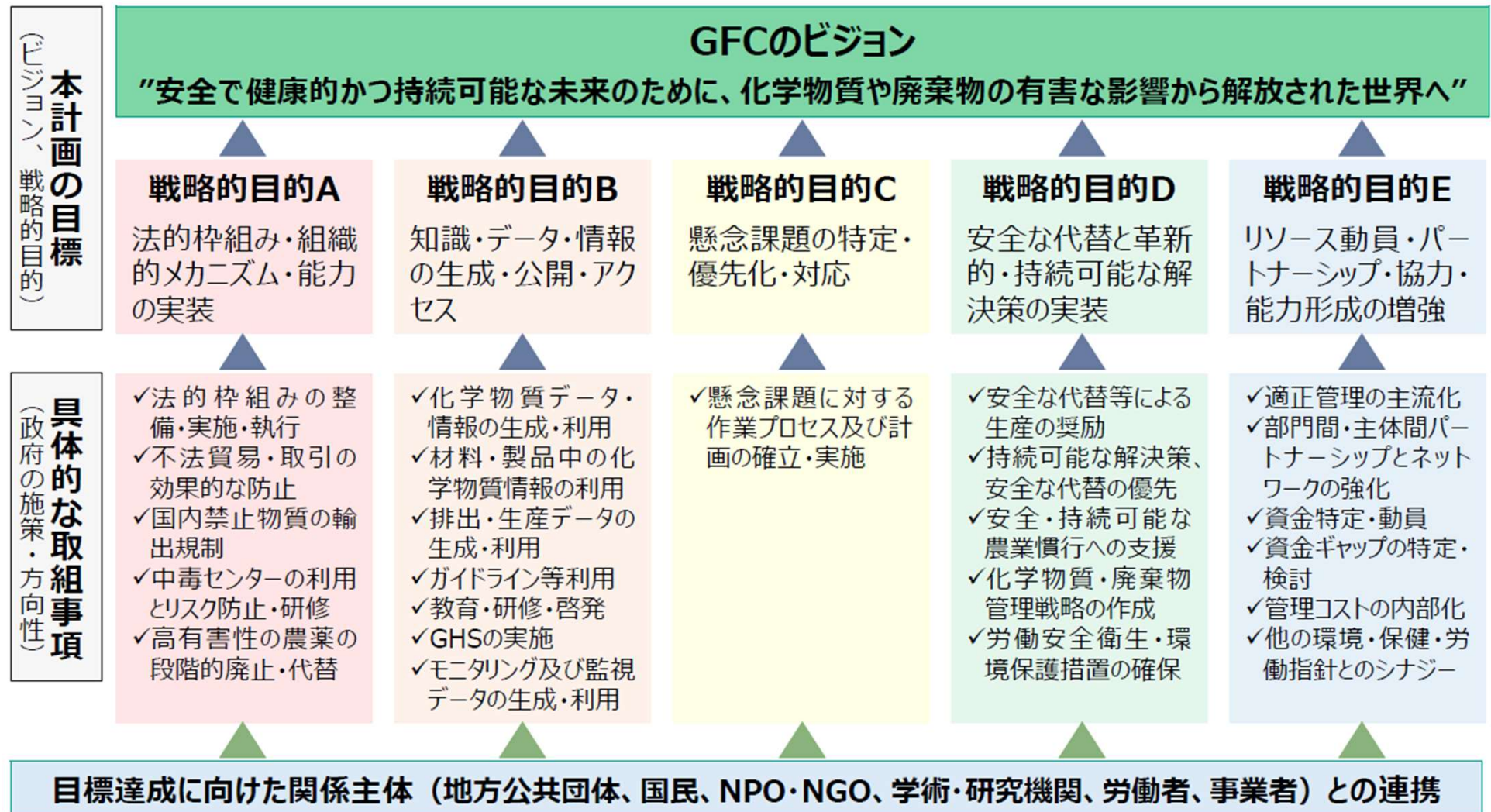
「情報伝達・開示」に関する議論ポイントの変遷（令和1年度以降開催回の抜粋）



化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）国内実施計画

- GFCは、2023年9月に採択された、ライフサイクルを通じた化学物質管理に関する自主的な国際枠組み。5つの戦略的目的と その達成のために28の個別ターゲットが設定されている。
- **2025年4月に策定されたGFC国内実施計画***は、我が国でのGFCの実施推進のために、GFCのビジョン・戦略的目的・ターゲットの達成を目標として、今後の政府の具体的な取組事項を整理したもの（下図ご参照）

* URLリンク：<https://www.env.go.jp/content/000311365.pdf>



GFC国内実施計画での「情報伝達・開示」に関する記載（抜粋）

GFC戦略的目的とターゲット内容

項目	ターゲット内容
内目的A (枠組み・メカニズム・実施)	A1 政府は、2030年までに法的枠組みを採択・実施・執行し、適切な組織能力を構築
	A2 政府間組織は、2030年までに化学物質・廃棄物戦略の効果的な実施のため、ガイドラインを策定
	A3 企業は、2030年までに化学物質の悪影響を特定・防止・最小化するための措置を実施
	A4 関係主体は、2030年までに化学物質と廃棄物の違法貿易・取引を効果的に防止
	A5 政府は、2030年までに、その国の国際的な義務に沿って、国内で禁止されている化学物質の輸出対応に向けて取組む
	A6 全ての国は、2030年までに不可欠な能力を備えたポイズンセンターへのアクセスを有する
	A7 関係主体は、2035年までにリスクが管理されている場合等を除き、農業で有害性の高い農薬の段階的廃止措置を講じ、代替への移行等を促進
戦略的目的B (知識・データ・情報の生成・公開・アクセス)	B1 2035年までに化学物質の特性に関する包括的なデータ・情報が生成され、利用・アクセス可能となっている
	B2 関係主体は、2030年までにバリューチェーンにわたり、素材・製品中の化学物質に関する情報を可能な限り利用可能に
	B3 関係主体は、2035年までに化学物質の製造や化学物質・廃棄物排出・放出データを生成・公開
	B4 関係主体は、2035年までに有害・リスク評価や廃棄物管理の指針、最良の慣行、標準化ツールを適用
	B5 2030年までに化学物質の安全性・持続性・安全な代替・便益に関する教育、研修、意識啓発プログラムを策定・実施
	B6 全ての政府は、2030年までに適宜各国の状況に応じて、全ての関連部門においてGHSを実施
	B7 関係主体は、2030年までに人体中濃度、ばく露源、生物相や環境の監視データ・情報を可能な限り生成・公開

URLリンク：

GFC国内実施計画：<https://www.env.go.jp/content/000311365.pdf>

付属書A：<https://www.env.go.jp/content/000311366.pdf>

(P22)

化学物質管理を推進するため、我が国では、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が「化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）」、「化審法データベース（J-CHECK）」といった、日本と諸外国・国際機関のデータ・情報を含み、化学物質の特性に関する包括的なデータや情報、有害性・リスク評価結果、GHS分類結果等が収載されたデータベースをインターネット上に公開し、誰でも利用可能でアクセス可能なシステムを構築し運用している。これにより、国民、事業者、政府、地方公共団体等の関係主体が化学物質に係る正確な情報を共有しつつ意思疎通を図ることが可能になっている。今後も、意思疎通やデータの利活用促進や外部システムとの連携を行うなどシステムの更新・改修を行いながら、利便性の高いシステムの運営を進めていくとともに、バリューチェーンやサプライチェーンを通じた材料や製品の化学物質の情報共有に対して、法規制情報等を情報提供するなどの支援を進めて行く。

(付属書A P3)

- 化学物質管理・利用に必要な情報基盤の整備（Webkis-Plus 等）（研究機関）

(付属書A P4)

企業による自社製品の情報公開・リスクコミュニケーション（産業界）

(P26)

「NITE-Gmiccs」では、GHSの混合物分類を容易にするため有害性の低い汎用化学物質に関するGHS分類も民間と協力しながら進めて行く。また、事業者が活用できるGHSに関連する様々な学習コンテンツの他、子供を含む消費者に対するGHSピクトグラムの理解促進のためのコンテンツを設置・公開している。このサイトとは別の「化学物質のリスク評価」では、GHS表示のための消費者製品のリスク評価手法に関するガイダンスを掲載し、製品製造企業の支援を行っている。

(付属書A P5)

製品表示に関する取り組み（GHSの自主的試行、安全図記号の自主基準化）（産業界）

(P22)

製品の製造等を行う動脈産業のサプライチェーンの製品含有化学物質に関する情報伝達はchemSHERPAやIMDSなどの情報伝達ツールを用いて企業間同士で実施しているが、正確、かつ迅速な製品含有化学物質の把握に加え、部品リユース・リサイクル材情報などの資源循環情報も取入れた新たな企業・業界を跨いだ伝達可能な製品環境に関する情報伝達基盤の構築を目指して検討を進める。更に、製品のサステナビリティ情報を、ライフサイクルを通じて確認できる枠組・取組の中において、化学物質情報が併せて取り扱われるような仕組の導入に向けた検討を進める。また、製品含有化学物質管理に関する業界のガイダンス文書の活用など、ソフト面から企業、業界の製品含有化学物質管理力の向上にも努める。

一方、廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理を委託する際、産業廃棄物の排出事業者は、処理業者が当該廃棄物を適正に処理できるよう、その処理に必要な情報（有害物質が含まれる場合にはその情報等）を伝達することとされており、拡大生産者責任の徹底、廃棄物データシート（WDS）の活用や先の情報伝達基盤による含有化学物質の正確な把握が可能である。このような制度により、静脈産業側の廃棄物処理・リサイクルに関する情報拡充（化学物質管理）につなげ、廃棄物の適正処理や資源循環を促進していく。

(付属書A P4)

- サプライチェーン全体を通じた化学物質情報伝達システムの構築・運用（chemSHERPA, IMDS）（産業界）
- 製品中の化学物質に関する情報（管理対象物質の含有情報、安全性等）の作成、管理、公開（GPS/JIPS, GADSL 等）（産業界）
- 循環経済実現に資する製品中化学物質のトレースシステムに関する研究・試行（学術界）
- 製品中の化学物質成分情報の開示に関する自主基準の制定（産業界）

GFC国内実施計画での「情報伝達・開示」に関する記載（抜粋）

GFC戦略的目的とターゲット内容

戦略目標	ターゲット内容
戦略的目的C (懸念課題の特定・対応)	C1 特定された懸念課題についてタイムラインを含むプロセス・作業プログラムを策定・採択・実施
戦略的目的D (製品チェーンでの安全な代替と革新的・持続可能な解決策の実装)	D1 企業は、2030年までに持続可能な化学と資源効率性の進展に向けて一貫して投資し、革新を達成
	D2 政府は、2035年までに安全な代替や持続可能なアプローチを使用する生産を奨励する政策を実施
	D3 民間部門は、2030年までに財政方針やビジネスモデルに適正管理の実施戦略等を統合し、国際的報告基準等を適用
	D4 関係主体は、2030年までに研究や革新プログラムにおいて持続可能な解決策や安全な代替を優先
	D5 政府は、2030年までにより安全でより持続可能な農業の慣行を支援するための政策やプログラムを実施
	D6 2030年までに主要産業・経済部門において化学物質と廃棄物戦略が策定・実施される
	D7 関係主体は、2030年までにサプライチェーンにわたり、効果的な労働安全衛生慣行及び環境保護措置を実施
戦略的目的E (リソース動員・パートナーシップ・協力・能力形成の増強等)	E1 政府は、2035年までに部門計画、予算、開発計画、開発援助政策等において化学物質と廃棄物分野を主流化
	E2 2030年までに関係部門・主体におけるパートナーシップやネットワークを強化
	E3 全ての部門で、適正管理に必要な全てのソースからの資金を特定、動員
	E4 適正管理の実施のための資金ギャップが特定され、能力形成のために検討
	E5 政府は、2030年までに適正管理に関する費用を内部化する政策を実装するための措置を講じる
	E6 関係主体は、2030年までにその他環境・保健・労働政策とのシナジーや関係性を適宜特定し、強化

URLリンク：
GFC国内実施計画：<https://www.env.go.jp/content/000311365.pdf>
付属書A：<https://www.env.go.jp/content/000311366.pdf>

P20
化学物質の製造から使用、循環利用、廃棄に至るライフサイクル全体を通じた人の健康及び環境のリスクの最小化に向け不断の検討を進める。あわせて、我が国では従来から、個々の企業における法令遵守と自主的取組を基に化学物質管理が行われてきた。近年、ESG投資等、機関投資家が企業の環境面への配慮を重要な投資判断の一つとして捉える動きが主流化しつつあり、化学物質管理においても先進的な取組を行う企業が適正に評価されるよう、評価指標の設定等、企業がよりよい方向性を目指すインセンティブとなるような仕組みを進める。
その観点から、製造から廃棄までのプロセスを通じた化学物質の管理を目指して、環境配慮設計の促進、より環境に配慮した化学物質への代替促進、グリーン・サステナブルケミストリーの取組支援、リスク評価支援（循環利用時を含むばく露評価基盤の整備等）、自主管理支援、市中に存在する在庫の適切な管理等を進め、関係する各主体の取組との連携の更なる向上を図る。

(付属書A P6)
● 化学物質と廃棄物の適正管理を非財務情報評価の中に適切に位置づけ、適切なエンゲージメントを行う（金融界）
● サステナブルケミストリーと資源効率推進に向けた投資を促進する投融資（金融界）

P32
また、2024年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環型社会の形成に関する施策を推進している。その施策の1つ「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」の中で、リサイクル原料への有害物質の混入について、上流側の製造段階での化学物質対策等と連携したライフサイクル全体を通じたリスク削減のための施策についての検討や、ライフサイクル及びバリューチェーン全体を通じて材料や製品に含まれる化学物質に関する信頼できる情報を可能な限り入手可能とする取組等を推進している。

最近の取組：有害廃棄物の適正処理に係る情報伝達について

- **廃棄物処理法**では、産業廃棄物の処理に係る委託基準の中で、排出事業者に対して、産業廃棄物の処理を委託する際、処理業者が廃棄物を適正に処理できるよう、その処理に必要な情報を伝達することを定め（廃棄物処理法施行規則第8条の4の2）、また、排出事業者の参考となるよう、**適正処理に必要な廃棄物の情報を具体的に例示したWDS（廃棄物情報データシート）**とそれに係るガイドライン（WDSガイドライン）を環境省から示している。
- 排出事業者から処理業者への情報伝達が十分でなかったために廃棄物処理工程から化学物質が環境中へ流出する事例等を踏まえ、**適正処理に必要な情報が産業廃棄物処理業者に確実に伝達されるよう、委託処理基準に係る廃棄物処理法施行規則を改正するとともに、情報伝達に係る自主的取組の促進を図るため、WDSガイドラインを改正する方針とした。**



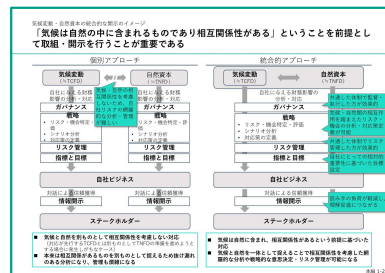
- **有害廃棄物の適正処理に係る情報伝達について廃棄物処理法省令を改正**（R7.4公布 R8.1施行）
 - PRTR制度で届出が義務付けられている**第一種指定化学物質の移動量等の情報を廃棄物処理業者に提供することで、廃棄物処理工程から化学物質が環境中へ流出することがない、適正な処理につなげる**
 - 対象事業者：第一種指定化学物質等取扱事業者
 - 伝達情報：廃棄物に含有等する第一種指定化学物質の名称・数量又は割合
※具体的な算出・推計方法については別途ガイドライン等で情報提供
- **WDSガイドラインを改正（予定）**
省令改正内容の反映、排出事業者と処理業者の双方向コミュニケーションの意義などについて改正。

持続可能な社会構築に向けた企業経営における環境三社会の統合的達成促進事業 ＜これまでの実施内容と今年度の方向性＞

実施済

R7年度

①環境課題の統合的解決と情報開示に係る手引き



・統合的開示を行っている企業向けにヒアリングを行うと共に、有識者の研究会を開催し、手引きを作成（令和7年6月発表：<https://www.env.go.jp/content/000323683.pdf>）。

統合的取組・開示の意義やメリット、その手法等、企業事例含め整理した。

②統合的な情報開示に向けた勉強会の実施



・TNFD開示を予定している企業や又は開示済み企業を対象にした、ネイチャーポジティブ経営に向けたワークショップ等、統合的な情報開示に向けた勉強会を実施した。

R7年度の取組方向性

- 環境課題の統合的解決と情報開示に係る手引きを活用した、統合的取組・開示についてのセミナーを開催
- 公募をかけて脱炭素実現に向けた統合的取組実装モデル支援を実施
- モデル支援の成果報告会と得られた成果により手引きを改訂

環境デュー・ディリジェンスに関する環境省の取組（有識者懇談会）



CSDDDをはじめとする海外規制の導入に対する日本企業の効果的・効率的な取組を後押しし、人権との横断的な対応も視野に入れつつ、企業の環境課題に対する統合的対応を後押しするため、「**日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた懇談会**」を3回にわたり開催。日本企業の環境DDに対する実務的な対応のあり方を検討。

日本企業による
環境デュー・ディリジェンス
対応促進に向けた懇談会
議論のまとめ

2025 年 4 月
環境省 大臣官房 環境経済課



デュー・ディリジェンス事例集

※以下の事例は、現状の海外での取組のレベルを知る参考資料としてご紹介させていただくものとなります。

日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた懇談会委員

（敬称略）

- 大塚 直 早稲田大学法学部 教授
- 木下 由香子 在欧日系ビジネス協議会
コーポレートサステナビリティ委員
会 副委員長
- 松原 稔 リそなアセットマネジメント
株式会社 チーフ・サステナビリ
ティ・オフィサー 常務執行役員 責任
投資部担当
- 渡邊 純子 西村あさひ法律事務所 弁
護士

(参考) 環境デュー・ディリジェンスに関する環境省の取組 (有識者懇談会)

- 懇談会と並行し、欧州当局や、NGO、企業にもヒアリングを実施。
- 環境DDに対する具体的な取り組み方は、欧州でもまだ模索中の段階ではあるが、取り組み上でのポイントは浮かび上がってきたところ。

	聞かれた意見
リスクベース・アプローチの重要性	・ 企業は、 まずは大まかなリスク分析 を行うことが非常に重要 (当局)
リスクの特定・評価	・ リスクマッピング が環境DDにおける 最初の中核的なプロセス (当局)
ステークホルダーとの対話	・ マッピングによって把握した高リスク領域をより詳細に評価するために影響を受けているステークホルダーと深くエンゲージメントをしていく必要 (当局) ・ 多くの企業は、ステークホルダーを非常に広く捉えており、最も関連性のあるステークホルダーではない (NGO) ・ ESRSではステークホルダーとのエンゲージメントの方法が開示要求事項であり、情報開示の裏付けとなる実質的なプロセスを構築する必要 (企業)
人権・環境にまたがるリスクへの対応	・ リスクベース・アプローチに基づき、リスクを防止し、インパクトを最小限に抑える努力を行うべき (当局) ・ ステークホルダーと話し合い、評価し、最善の決定について理解を深められるようにするべき (企業)
情報開示	・ ステークホルダーエンゲージメントは企業がどれだけ真剣にDDに取り組んだかの良い指標 (NGO) ・ 重要なステークホルダーのリストを作成して、ウェブサイト上に掲載するのはどうか (企業)

(参考) 環境デュー・ディリジェンス対応に向けた 取組のポイントについて①



- 実効的な環境DDの実施のためには、環境DDのプロセスを会社の経営方針やリスク管理に統合し、経営が関与しながら、環境・人権にまたがる部門横断的な対応を図っていく必要があり、現場任せにしない、経営レベルでの取組が不可欠。

<環境DDのプロセス (一部抜粋)>

①環境DDを自社の経営方針及びリスクマネジメント制度に組み込み

②実際に生じた及び潜在的な負の影響を特定・評価・優先順位付け

③実際に生じた負の影響の収束化及び潜在的な負の影響の防止

<企業に求められる対応>

①経営方針等に組み込むための意思決定

②環境・人権リスクに部署横断的に対応する必要性

③負の影響の収束化等するため、ビジネスプランや企業戦略等の見直しの必要性

経営が関与して環境DDのプロセスを構築することが必須

(※) 環境DDへの取組は、企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令(CSDDD)といった欧州の規制強化への対応という観点のみならず、企業のサステナビリティ経営を一層推進し、企業の経営基盤を強化することにも貢献する。

■ リスクベースアプローチに基づくデュー・ディリジェンスの徹底

- ・あらゆるリスクへの対応が必要という訳ではなく、リスクベースアプローチに基づき、環境・人権リスクに対して、企業がよりネガティブな影響を与えるリスクから対応をしていくべき。
- ・環境・人権リスクの横断的な対応が求められる場面においても、リスクベースアプローチを徹底しつつ、双方へのリスクをできる限り低減する取組を行っていくべき。

■ ガバナンスの構築

- ・企業の方針やリスク管理への組み込みの場面のみならず、実際のデュー・ディリジェンスの実施においても、企業のビジネスプランや包括的な戦略を見直す場面も想定されるため、デュー・ディリジェンスの対応においては経営層による関与が重要。

■ デュー・ディリジェンスにおけるリスクの特定・評価の適切な実施

- ・リスクの特定・評価を誤ると、潜在的な負の影響の防止や、現に生じている負の影響の終息化など、リスクの特定・評価の後のプロセスでの対応を誤る可能性が高く、このプロセスを如何に適切に実施するかが重要。

■ デュー・ディリジェンス全般にわたるステークホルダーエンゲージメントの実施と情報開示

- ・企業の人権・環境リスクに対して適切に把握・対応する観点から、ステークホルダーエンゲージメントが重要であり、識別した重要なリスクを中心に、さらにステークホルダーエンゲージメントを深めていくべき。

・当面は日本企業の義務とはされていないものの、企業が想定するステークホルダーや対話の内容を開示し、これを奇貨としつつ外部とのコミュニケーションの改善を行い、潜在的なステークホルダーを掘り起こしながら、ステークホルダーとの共創関係を構築していくことも望まれる。

■ サステナビリティ開示との一体的取組

・特に、ダブルマテリアリティのサステナビリティ開示を行う場合、デュー・ディリジェンスの延長線上に存在すると考えられるため、両者を一体的に対応することが重要。

■ 苦情処理の仕組みと是正・救済措置

・デュー・ディリジェンスの実効的なプロセス構築の観点から、苦情処理の仕組みや是正・救済措置の構築・運用が遅れることは望ましくない。

・苦情処理の仕組みについては、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」で定める要件も参考にしながら、①公平性②公示性③利用可能性④予見可能性⑤透明性のある手続を確立すべき。